

(仮称) 小金井市新福社会館建設に関する庁内検討委員会 (第9回)

次 第

日 時：平成29年12月26日(火)

午後3時30分から

場 所：西庁舎2階 第五会議室

(委員長挨拶)

1 連絡・報告事項

2 議事

- (1) (仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)におけるパブリックコメント結果等の検証について
- (2) (仮称) 新福社会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等及び決議の検証について
- (3) その他

3 今後の予定等

【配布資料】

- (資料1) (仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)に対する意見及びの検討結果について(概要)
- (資料2) (仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)に対するパブリックコメント
- (資料3) (仮称) 新福社会館機能に係る議員間討議結果による市議会としての最大公約数の意見等の送付について
- (資料4) 議員案第54号 福祉総合相談の在り方を早急に示すことを求める決議

平成30年 月 日

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画(案)に対する
意見及びの検討結果について(概要)

小金井市市民参加条例第15条の規定に準じて、(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画(案)に対する市民提言制度(パブリックコメント)の実施結果について、下記のとおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、地域福祉課(市役所第二庁舎2階)、広報秘書課広聴係(同1階)、情報公開コーナー(同6階)、公民館各館、東小金井駅開設記念会館、婦人会館、総合体育館、図書館(本館)、保健センター、障害者福祉センター、児童発達支援センターきらり、各地域包括支援センター、社会福祉協議会で御覧いただけます。

記

1 施策名称

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画(案)

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成29年11月22日(水)から平成29年12月21日(木)まで

(2) 意見提出方法

窓口持参、郵送、ファクス又は電子メール(専用フォーム)

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	窓口持参	郵送	ファクス	電子メール	合計
個人	2人	0人	24人	7人	33人
団体	1人	0人	0人	0人	1人
合計	3人	0人	24人	7人	34人

(2) 延べ意見数 82件

(3) 意見内容の内訳

ア 基本理念・施設コンセプトに関するもの	2件
イ 建設場所に関するもの	5件
ウ 機能に関するもの	46件
エ 施設整備方針等に関するもの	21件
オ その他全体的な意見・要望に関するもの	8件

4 寄せられた意見と検討結果

別紙のとおり (検討結果については後日作成)

5 お問い合わせ先

小金井市福祉保健部地域福祉課福祉会館等担当

電話：042-387-9815

F A X：042-384-2524

E-mail:s050101@koganei-shi.jp

(仮称) 小金井市新福社会館建設基本計画(案)に対するパブリックコメント
 募集期間: 平成29年11月22日(水)～12月21日(木)

意見総数 82 件

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
はじめに			-		
1 新施設整備の必要性			1		
2 施設建設基本計画	(1) 計画における位置付け		2	基本理念・施設コンセプト	
2 施設建設基本計画	(2) 社会福祉施策の動向		3	基本理念・施設コンセプト	
2 施設建設基本計画	(3) 基本理念		4	基本理念・施設コンセプト	「施設建設基本方針」(【概要版】P1)に、「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」とうたい、【基本理念】のなかには「参加・連携と共生」とも書かれています。であるならば、なおさらのこと上記①(福社会館の早期建設)及び②(新福社会館内への公民館設置)の速やかな実現こそが求められるのではないのでしょうか。
2 施設建設基本計画	(4) 施設のコンセプト		5	基本理念・施設コンセプト	高齢者、障がい者がともに絆を強め、アンサンブルを高め合い、安心して交流、学び合える場所を小金井市は早急に建設して下さるよう、一市民として強く要望します。
3 建設場所	(1) 建設予定地の概要		6	建設場所	【対象箇所】 (P6)3 建設場所 (1)建設予定地の概要 【意見】 表中「既存施設」の欄に、以下の記載を提案いたします。 「・中圧ガス導管(※)(西面道路 (※)阪神・淡路大震災、東日本大震災クラスの大地震にも十分耐えられる構造となっている。」 【理由】 災害ボランティアの活動拠点としての役割を担う上で、震災に強いインフラ整備を活用することが実際の活動に役立つと考えるため。
3 建設場所	(2) 建設場所決定の経緯		8	建設場所	建設場所の決定について 新福社会館の建設場所は第1回市民検討委員会で、ほとんど議論せず決めてしまったことに疑問を覚えます。基本計画案(7ページ)では、蛇の目跡地に建設する理由として「市のほぼ中央に位置する」「車でのアクセス容易、徒歩・自転車又は公共交通を利用することも想定」「庁舎機能との連携が重要」としてますが、旧案の本町暫定庁舎用地も市のほぼ中央に位置し、自転車・車でのアクセスが容易であることはもとよりバス停があり、武蔵小金井駅により近い。庁舎との連携は少し離れていることが問題になりえないことは他市の例から見ても分かります。総合相談窓口を庁舎内に設置することで解消します。建設費用の点でもほぼ変わりはなく、大きく異なる点は新福社会館竣工がジャノメ跡地にすると旧案に比べほぼ4年遅れます。代替え施設も考えず旧福社会館を閉館したため、多くの活動団体は活動を縮小・解散に追い込まれました。「早急に機能回復することが求められています」(1ページ)としながら、基本計画案は多くの機能が回復せず、建設も大幅に遅れます。旧案との比較検証が必要不可欠であったにも関わらず、この点を丁寧に検討せず、「蛇の目ありき」で決めてしまった。パブリックコメント後の市民検討委員会で改めて検証していただきたい。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
3 建設場所	(2) 建設場所決定の経緯		8	建設場所	建設場所の決定の経緯 P8 現在の日本において福祉関係に多額な予算を投入しており、施策の重要度から市庁舎近辺に施設を配置することは市民の意見を反映する上にも重要で適切に計画されたことと理解する。
3 建設場所	(2) 建設場所決定の経緯		8	建設場所	小金井市には高齢者憲章があり、高齢者にとってはたのもしいかぎりです。高齢者の孤独化をふせぎ、交流を活発にするために足の便の良い市の中心部に福祉会館と公民館の建設を... (※以下、読み取り不可)
3 建設場所	(2) 建設場所決定の経緯		8	建設場所	蛇の目工場跡地にこだわらず市民の利用しやすい、たとえば駅の周辺に造るべきである。駅周辺の発展と市民の福祉の向上につながる場所が最良である。
4 施設の役割と事業展開			9	機能	
4 施設の役割と事業展開	(1) 保健福祉の総合的支援の充実	ア 保健衛生	10	機能	
4 施設の役割と事業展開	(1) 保健福祉の総合的支援の充実	イ 子育て・子育て支援	11	機能	一ヶ所につめこもうとするから無理があるのです。他の地域に新たに作る積極的な市政を望みます。(子ども家庭支援センター充実ほか)
4 施設の役割と事業展開	(1) 保健福祉の総合的支援の充実	イ 子育て・子育て支援	11	機能	子育て・子育て支援に関して、現在はないと思いますが、常設の一時預かり施設を作ってほしいです。支援センターの遊び場にくみこんでもよいし、別室に作ってもいいですが、市内の保育園での一時預かりは常に満員です。こういった所で見えなくて、保育園に慣れない親も子どもも安心できません。また、保育有りの子育て親向け講座を増やして、親は多目的室やマルチスペースで講義を受け、子は預かり施設で預かって頂けるようにすれば、いろいろな所で保育付き講座に参加するよりも毎回同じ場所の方が安心できると思います。
4 施設の役割と事業展開	(2) 地域における多様な交流や活動の推進	ア 地域福祉の担い手づくり	12	機能	今回計画している役割(機能)についても議論を深めてほしい。 今回は、保健福祉、子育て、子育て支援を主体としたいくつかの役目があげられているが、それぞれの役割(機能)についての共通認識のための議論が不足している項目がある。 一例、P12(仮称)小金井市市民協働支援センターが機能として入っているが、この機能は以下の2つの機能のいずれかと考えてよいか。 機能A: 現状市民協働支援センター機能の延長と考える。(福祉を主体とした相談窓口、コーディネート機能が主) 機能B: 平成24年4月の「市民協働の在り方等検討委員会の答申」の趣旨を尊重し、各種提案を実行し、専担課設置、条例等制定等を実施し、福祉に限らず、広く市全体の市民協働を協力に推進する拠点とする。 上記A,Bどちらかにより、人員配置、スペース等に大きな相違が出ると思いますが、いままでの資料を見ると、素案に、外部委託2名とあり、また、スペースをそれほど取っておらず、当委員会としては、機能Aを前提として考えてよいですか？(本来、市として、機能A、Bのいずれかにするかは、きちんと方針を出すべきである。数年前は、施政方針には、市民協働は、取り上げられていないが、本腰を入れてやるのか？

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
4 施設の役割と事業展開	(2) 地域における多様な交流や活動の推進	イ 多様な市民の交流・生きが いづくり	13	機能	一階フロアは、前の会館の様に多目的ホールが望ましい！！
4 施設の役割と事業展開	(2) 地域における多様な交流や活動の推進	イ 多様な市民の交流・生きが いづくり	13	機能	活動スペース機能として多目的室やマルチスペースなどがあるが、これは公民館の代替施設として考えているのでしょうか。だとしたら規模が縮小するとしても「公民館」という名前を残さないと、管轄が変わって来てしまうので、公民館としての権利は守られていかないと思います。福祉会館が新しくなることで公民館が1館減ることになるのはよくないと思いますので、きちんと考えてもらいたい。公民館と多目的室は違います。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	14	機能	施設の役割と事業展開 P14 「地域共生社会を実現するための拠点」として各クラスターを判り易く表している。しかし「参加と協働」を表明しているが協働に関しての記述がない。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	14	機能	福祉総合相談窓口について 福祉相談窓口(基本計画案20ページ)は必要ですが、新福祉会館内に設置するよりも新庁舎に設置する方がよいと考えます。相談の解決は、多くが市役所の各部門になると思います。庁舎内であれば担当部門の方もすぐ対応できます。福祉会館は庁舎が閉館しているときでも対応できるとしていますが、福祉会館でも閉館日があります。市役所に行きづらいつらにするなら、現在の市役所の体制・運営に問題があり、新庁舎の基本理念には「誰もが安心して気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎」としています。市報12月号には「お気軽にご相談ください」として、庁舎に22の相談項目・相談日あり、18項目以上が生活・福祉・教育に関するものです。総合相談と個別相談が連携し易くなるのも庁舎です。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	14	機能	福祉の総合相談窓口は、市役所内に設けること。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	14	機能	困りごとを抱えた市民と、関係機関とをうまくつなぐ役割を担う、「福祉総合相談窓口」に期待しています。よい機会なので、専門の課を設けるなどして、小金井市の福祉の特長として十分に活用できるように図ってはどうでしょうか？また、窓口へ出かけたり、電話しても、専門員がすぐに対応できるだけの十分な人員配置も必須だと思います。単なる掛け声だけで終わらないよう、市にはしっかりとした対応をお願いしたいです。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	ア 福祉と健康に関する総合的な相談、啓発・情報発信機能	14	機能	ワンストップの相談窓口には、常勤職員を2名入れるべきです。それくらい予算をかけなければ、良い人材はきません。非常勤ではダメです。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	イ 福祉サービスの利用促進	15	機能	15ページ イ 福祉サービスの利用促進 ここに本町暫定庁舎敷地建設案で導入予定であった「精神障害者地域生活支援センター」を追加すべき。同じく今回未導入となった「障害者地域自立支援センター」は障害者福祉センター内にあり、建物も市の物であるのに対して、精神障害者地域生活支援センターは民間ビルの一室を借り、以前から狭いと言われています。そのため市の建物である新福祉会館内に設置し、必要なスペースを確保し、安定した運営ができるようにするべきではないでしょうか。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	イ 福祉サービスの利用促進	15	機能	1) (仮称)新福祉会館建設基本計画(案)P9施設の役割と事業展開 地域共生社会を実現するための拠点 (3)参加と協働における地域福祉活動の推進 ア総合相談、啓発、情報発信-①福祉総合相談窓口 イ福祉サービスの利用促進-③障害者就労支援センター 1)について、就労の役割と事業展開ですが、イの福祉サービスの利用促進に③障害者就労支援センター設置するのではなく、毎月の庁内実習等を行う利便性、2)の理由による利用する障がいを持つ市民のニーズから、市役所内への設置を検討していただきたい。市役所と新福祉会館が別棟となるのか、複合となるのか未定であるが、複合となった場合には、利用する障がいを持つ市民の利用しやすい場所に設置して欲しい。新福祉会館に新たな事業としてアの総合相談、啓発、情報発信に①福祉総合相談窓口が設置されるため、機能としても無理のないことではないでしょうか？検討を望みます。
4 施設の役割と事業展開	(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進	ウ 災害時ボランティア拠点	17	機能	
4 施設の役割と事業展開	(4) 社会福祉協議会について		18	機能	
4 施設の役割と事業展開	(5) 集約化施設の現状		19	機能	
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	福祉会館の閉鎖にともない、市の中心部に公民館が無くなりました。福祉会館内にあった公民館を無くさないでください。福祉会館内に公民館を設置してください。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	旧福祉会館建設計画(案)には、「利用者や議会からの要望を踏まえ、利用者の利便などから精神障害者3施設を入れ窓口の一本化と相談機能の充実を図る」としていました。しかし、今回の計画では外されたことに納得がいきません。旧案通り入れて下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	新福祉会館内に公民館(本館)を入れる *新福祉会館に公民館本館を設置することと、公民館活動の一部機能(学習や集会等)をもたせることは異なります。多目的室やマルチスペースが公民館機能を満たせるものではありません。 *旧福祉会館(公民館本館)は悠友クラブ・若草会の拠点活動場所でしたが、活動場所を失いました。他の悠友クラブはそれぞれ地区の公民館が活動場所を確保しています。市は「他の公民館を利用してください」としてはいますが、利用場所や利用時間等が不確定となったため、若草会は解散に追い込まれました。新福祉会館内に公民館を入れることは公民館空白地域(中町の大半や本町1丁目)をなくすことになります。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	浴室や健康治療室を設置してください 旧福祉会館に設置されていた浴室は新福祉会館基本計画にはありません。小金井市は近隣市に比べてみても公衆浴場は極めて少なく、1軒しかありません。旧福祉会館の浴室は年間6,700人以上の利用者があり、健康治療室も年間5,000人もの利用者がありました。旧案(5ページ)には「高齢化が一層進む中で、健康寿命の延伸と加齢による身体機能や生活機能の低下を防止し、高齢者の健康づくり、介護予防に繋がる事業を実施します」としています。健康増進だけでなく、地域コミュニティの場でもありました。浴室や健康治療室を設置してください。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	ふれあい福祉機器展示場は常設展示場として確保してください 旧福祉会館1階に常設展示されていた「ふれあい福祉機器」は基本計画案では常設展示なのかどうかわかりません。常設展示が必要です。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	売店、喫茶室を設置してください 旧福祉会館には売店と喫茶室があり、旧案にも軽喫茶室を確保しています。しかし、基本計画には売店、喫茶店の設置がありません。仮に、新庁舎に売店、喫茶室を設置するとしても、市民の打ち合わせや交流場として軽喫茶室を設けることが必要と思われる。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	福祉共同作業所及び障がい者部門について 旧案には、「現福祉会館の福祉共同作業所で実施している事業内容の充実を目指します」としています。「障害者地域自立センター、精神障害者地域生活支援センター、障害者就労支援センター」の3事業については「利用者及び議会からの要望等を踏まえ、利用者の利便性及び各事業所の円滑な連携を図るため、(仮称)新福祉会館内に相談窓口の一本化を図るとともに、相談機能の充実を目指し、各種センターを設置します」としています。ところが基本計画案には、福祉共同作業所、障害者地域センター及び精神障害者地域生活支援センターは外されました。市が責任をもって策定した旧案は、市民説明会を経て市民検討委員会まで設置し、検討を始めたにも関わらずこれをご破算にし「ゼロベースで見直す」としました。なぜ外されなければならなかったのか、「関係者と将来を見据えた検討が行われている」(20ページ)としていますが、施設関係者からは「新福祉会館から外してほしい」などの要望はなく、外した後の事後対策は行っているにすぎません。市民検討委員会は、市の「外した事後対策」を聞く程度に止まっています。改めて検証が必要です。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	未導入となった機能の検討結果 P20 新たな施設は、「高齢者や障がい者の活動及び集いの場・・・」とされ社会教育施設と健康増進・福祉施設を分離することは適切であるが、早急に公民館などの計画を立てることが望まれる。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	未導入となった機能の検討結果 P20 福祉共同作業所が未導入と計画されている。この是非は課題となるが、前福祉会館の創設当時と当福祉共同作業所の設置環境は異なっている。今日市内には複数の福祉共同作業所が活動していることから同等の設置条件とすることが望ましいと考えます。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	公民館は地域コミュニティの中心になるべき存在です。高齢化社会の問題はもちろん、災害時においても地域コミュニティが大きな力を発揮するのは各地の経験でも明らかです。小金井市で生活する多様な人々の声を拾い上げられる活動の中心として社会福祉会館を建設してください。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	「公民館は地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設。その運営は地域の人々の生活に根ざして、地域住民が主人公」うたわれています。公民館を計画に盛り込んで下さい。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	障がいをもっている方がたが、安心して住める街小金井であって欲しい。そのためにも活動の場所を確保して下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	高齢者憩いの場所、精神障がい者の支援施設、心身障がい者の福祉共同作業所の場所を確保すること。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	公民館機能を盛り込み、早急に市民活動の場を確保すること。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	これまでの福祉会館をこよなく愛し、利用してきた市民にとって、大幅な予定変更は西岡市政への失望以外のなにものでもありません これまでの施設が安全で気持ちのいい場所に様変わりすることを期待し、楽しみにし、建て替えを受け入れ集う場所を転々と苦心しながら待っているのです。(公民館設置は必須)
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	障がいを抱えている方々に決して住みやすい町といえない現状です。せめてこれまで続けてきた内容は組み込み発展させるべきと考えます。(障がい者関連も必須)
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	施設整備方針に関して 今まで福祉会館の中にあった公民館本館が本町分館と一緒にになり公民館設備レベルと機能が低下しています。公民館を無くさないで下さい。新福祉会館内に公民館を設置して下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	P20の「未導入となっている機能の検討結果について」に関して 今回の資料で、初めて2行目から15行目の文言が付け加えられたが、この文言、「特に、本委員会に置いて新たな施設への導入はしないことにした」は、事務局の思いが述べられている内容であり、傍聴した限り、委員会では、ここまでの議論は進んでいない。(議事録のどこを見れば、上記の議論があり、このような結論になったのかがわかるか教えて欲しい。) 以下の理由により、委員会で検討後、方向性を出し、文章を作成し直すべき。 (1)未導入機能の一つ、仮移転中の公民館本館機能については、 ・4月の基本計画案の市民説明会等で、仮移転中の公民館本館の導入を強く押す声が上がっている。 ・「早期に新福祉会館をめざす会」から要望書が当委員会に提出されているが、これについて議長の色々な意見があるがの一言でかたづけられたまま、何ら検討がなされていない。 ・公民館運営審議会の答申でも、早期に移転先を決定する事とされている。 ・当委員会の席上でも2.3の委員から、公民館本館についてはどうするか意見が出されている。等の多くの市民の声が上がっている。参考に、以下に公民館の役割を示すが、公民館本館機能を今回の計画に入れるかの議論をし、当委員会としての方向性を示すべき。 * 公民館の役割 言うまでもなく、公民館の役割は、貸館業務ではない。 公民館の役割は「だれでもが、いつでも気軽に訪れ、そこにいる職員を交えダベリ、その中から市民が抱えている悩み、地域の課題の吸い上げ、市民、職員が一体となり、講座を企画運営し、皆で学ぶ。その中で気づきがあり、その結果としてひととひとがつながり、自主団体ができ、その団体が活動する場、また、趣味芸術等の大体の交流、発表の場としての地域活動の拠点」として、自由に使える場である。そのためには、スペース、各種機能を持った部屋、専門性の高い職員等同一場所にあり、有機的につながっていることが大切である。(年間公民館の延べ利用者は31万人、各年代の多方面の市民が利用している)また、当建設基本計画の基本理念「つなぎ、つながり、支え合い、高め合い、あたらしいきずなを創ります」にも合致すると思うが。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	(2)公民館機能以外で、旧福社会館にあって、今回未導入の機能についても市民の導入の要望が多く、同様に当委員会で議論し、方向性を出すべきだ。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	旧福社会館内に公民館が併置されていましたが、新福社会館内にも公民館を併置してください。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	1 福社会館が閉鎖され、会合や勉強会やお楽しみ会をやるのに会場取りが大きな負担となっています。解散した高齢者の団体もあると聞いています。 2 老人が元気に過ごすためには、自らが動ける環境をつくるのが欠かせないと思います。そこに力を入れることにより、大きく予算の使い方も変わる要素もあるのではないのでしょうか。 3 以上から 公民館を併設して下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	福社会館と公民館がいっしょに建物内にあると便利だし、利用しやすいと思います。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	旧福社会館にあった売店は小金井市の地産、地消で楽しいものでした。福祉関係の作業所なども是非置いて下さい。福社会館の本領はそこにあるのでは？
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	福社会館内に公民館を設置して下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	旧(案)には「利用者や議会からの要望を踏まえ、利用者の利便などから精神障害者3施設を入れ窓口の一本化と相談機能の充実を図る」としています。外されたことに納得いきません。ぜひ旧案どおり入れて下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	福祉作業所、売店、浴室、健康治療室、福祉機器展示場は福社会館に必要な施設です。ぜひ入れて下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	基本計画(案)には、公民館機能及び障害者や高齢者の施設・機能の多くが外されています。代替え施設を望みます。それができないなら、新福社会館に入れて下さい。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	長年福社会館を利用し、退職後の人生を意義深く豊かに暮して来れました。福社会館がなくなって会場とりに苦勞し、高齢で不自由な体では大変困っています。1日も早く公民館の入った福社会館を駅の近くに建てて欲しいと切望しています。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	市民の自治意識と生涯教育のために、公民館を入れるべきです。 公民館は小金井で重要な機能を果たしてきました。公民館をなくすことは、絶対あってはなりません。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	この計画案には、公民館本館が入っていませんが、なぜでしょうか？ 公民館本館の機能を入れていただけるよう、強く要望します。 保育園や学童の集まりでよく福祉会館にはお世話になりました。便利な場所にあり、利用者も多かったと思います。市民活動で集まるときに、アクセスがよく市の中心に位置する公民館がなくなってしまい、とても不便に感じています。一時的に利用ができなくなるだけ、と思い、まさか縮小される方向とは思わず、驚いています。誰もが気がねなく、便利に集まれるところに公民館の機能が必要です。子育て環境日本一を目指す小金井市になくしてはならないものだと思います。市民が学び、集う場所として、福祉会館があったときと同様の公民館施設を維持してください。お願いします。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	*新福祉会館には公民館本館機能を入れるべきである。社会福祉と社会教育が連携し機能していた旧施設は有意義だった。市は公民館の会議室等が、集会室や多目的スペース等でまかなえる、という的はずれな意見を繰り返している。社会教育の柱である公民館が行革の名のもとに委託化され、サークルやカルチャセンタ的な内容の講座を社会教育と勘違いしている。社会福祉をより市民に理解してもらうためにも、生涯教育、市民活動の場として公民館本館機能を導入するべきである。
4 施設の役割と事業展開	(6) 未導入となった機能の検討結果		20	機能	公民館本館を計画に加えることを要望します。 公民館は市民活動の拠点であり、ただの場所貸しとは違います。
5 各機能における関係機関との連携について	(1) 機能全体のイメージについて		21	機能	
5 各機能における関係機関との連携について	(2) 福祉総合相談窓口		22	機能	
5 各機能における関係機関との連携について	(3) 保健衛生、子育て・子育て支援		24	機能	
5 各機能における関係機関との連携について	(4) 福祉サービスの利用促進		25	機能	
5 各機能における関係機関との連携について	(5) 多様な市民の交流・生きがいづくり		26	機能	
6 施設整備方針	(1) 建築計画の基本的な考え方		27	施設整備方針等	
6 施設整備方針	(2) 外構計画の検討	ア 緑化計画・環境配慮について	30	施設整備方針等	【対象箇所】 (P30)6 施設整備方針 (2)外構計画の検討 ア 緑化計画・環境配慮について 【意見】 以下の2点の修正を提案いたします。 ①(1行目) 『空調設備や照明器具等、太陽光発電等を十分考慮し、』→『空調設備や照明器具等に対して、再生可能エネルギーの活用を十分考慮し、』 【理由】 環境に配慮した空調を考えるうえで、空調負荷等の需要に応じ、太陽光に限らず広く再生可能エネルギーの利活用を検討することが有効と考えるため。
6 施設整備方針	(2) 外構計画の検討	イ 駐車場計画・駐輪場計画について	30	施設整備方針等	

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
6 施設整備方針	(3) 建物の空間イメージ		31	施設整備方針等	どの空間イメージにおいても、多様な市民の新福祉会館の利用が考えられます。特に1階は、出入りとなるエントランス部分に利用する人が滞留することや上階を利用される市民の待合せや休憩する場、相談の待合といった機能を合わせ持つと考えられます。開所してからの10年の間に障害者就労支援センターを利用された市民のうち一定数の障がいを持つ市民から、近隣の方の目が気になる、人の集まるフロア(第二庁舎1階・市民課)への設置で利用しにくい。自身の障がいを受容しきれていないのに、人目にさらされるようで相談に行かれない等の悩みや意見が届いておりました。また、幼少期のお子さんの声が苦手な利用者も少なからずおられます。設置される場所や位置を考えて頂きたい。同様な理由で、相談ブースの防音には注意して頂きたい。
6 施設整備方針	(4) 建設規模		33	施設整備方針等	床面積3,500㎡の見直しを図る 基本計画案は端的に言うと、旧福祉会館や旧案に示されていた高齢者や障害者に対する機能を縮小ないし除外し子育て関係の機能を入れ、旧案の3,500㎡に合わせたと思えません。旧案にはなかった子育て関係の機能をあえて保健センターから庁舎建設用地に移転する必然性はあるのか疑問です。小金井市中心部からやや遠いというだけの理由しか考えられません。福祉会館本来の目的の一つである高齢者や障害者関係機能を除外してまで子育て関係を入れることに疑問を感じる。旧案にあるように新福祉会館にも高齢者や障害者の機能をもたせ、子育て機能を入れることであれば納得がいきます。また、公民館(本館)を新福祉会館に入れるならば、床面積は3,500㎡以上にならざるを得ません。公民館運営市議会の答申は、「新たに公民館を建設する」とし、小金井市議会は「床面積3,500㎡の弾力的見直し」を決議しています。多くの市民の要望があり、市議会の全会一致陳情採択及び決議からも、床面積3,500㎡の見直しを図らなければならないと考えます。
6 施設整備方針	(4) 建設規模		33	施設整備方針等	新福祉会館の計画に公民館や、障がい者の方がたの活動場所を確保するには、3,500㎡の床面積を見直すことが必要です。
6 施設整備方針	(4) 建設規模		33	施設整備方針等	床面積3,500㎡の見直しで、市民の活動場所を確保すること。
6 施設整備方針	(4) 建設規模		33	施設整備方針等	33ページ (4)建設規模「延床面積3,500㎡を基本」 意見:建設規模は延床面積3,500㎡を見直し、必要面積を追加する。 理由:(1)今回の基本計画(案)は建設規模は、平成27年10月29日開催された”小金井市福祉会館の今後の方向性に関する説明会”で提示された(仮称)新福祉会館建設計画の「施設規模3,465㎡」とほぼ同規模である。しかしながら、今回の基本計画(案)には平成27年10月時点では計画になかった保健センター、子ども家庭支援センター、ファミリー・サポート・センター「おおむね1,020㎡」が追加され、それに相当する障害者団体、高齢者団体等の市民活動機能が制限されている。 (2)市内の中心部にあり交通に便利な福祉会館が閉鎖されたため、本拠地として利用していた近隣町内会、障害者団体、高齢者団体が締め出され活動を停止又は大幅に縮小せざるを得なくなった。 (3)市内の中心部にあり交通に便利な前原暫定集会施設は将来的には閉館することが予想され活動拠点が現状より更に縮小する。 (4)今後ますます少子高齢化が進めば、高齢者の健康と生きがいの場が一層必要となる。子どもはいずれ大人になり高齢者になる。 (5)一旦建設が完了すると追加建設が困難である。 (6)資料編 資料5施設見学報告書 所沢市「こどもと福祉の未来館」延床面積 6,158㎡ 三鷹市「元気創造プラザ」延床面積 約11,000㎡ と比べても規模がかなり小さい。

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
6 施設整備方針	(4) 建設規模		33	施設整備方針等	33ページ(4)建設規模「延床面積3,500㎡を基本」 意見⇒建設規模は延床面積3,500㎡を見直し、必要面積を追加する。当初計画に入っていた障害者団体、高齢者団体等の市民活動の場が削減されているのは納得出来ません。10月の時点では計画に入っていなかったセンター約1,020㎡を入れるのは良いとしても、障害者団体、高齢者団体等是非とも入れてください。現在会議室とすることも苦労しています。同じ苦労はしたくありません。よろしくお願いします。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	福祉会館が閉鎖され、代替施設も設けられず、多くの団体の例会や学習会、集会の会場確保が大変困難をきたす事態となっています。やむなく解散したり、会場を毎回移動したりして不便を強いられています。一日も早く福祉会館を建設してください。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	旧福祉会館の閉館にともない、多くの高齢者の方がたの活動が中止になったり回数を減らしたりしています。高齢者にとって家から出ることは大変でありまして、利用場所が遠かったり、曜日が変わったりでは利用できません。早期に、福祉会館の代替施設を確保して下さい。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	現在集会施設の予約がとれず、困っていますので、代替施設も早急に建ててくださるようお願いいたします。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	新福祉会館を最優先で建設すべきです。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	市の中心に福祉会館、公民館を仮設でも結構です。すぐに着工していただきたい！高齢者が元気に過ごす事はとても大事です。健康にいきいきとした毎日を送る為の場所の確保が緊急に必要です。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	小金井市は成人の自主サークル活動が盛んです。しかし、その会場確保が大変。福祉会館の早期建設を。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	1 福祉会館が閉鎖され、会合や勉強会やお楽しみ会をやるのに会場取りが大きな負担となっています。解散した高齢者の団体もあると聞いています。 2 老人が元気に過ごすためには、自らが動ける環境をつくるのが欠かせないと思います。そこに力を入れることにより、大きく予算の使い方も変わる要素もあるのではないのでしょうか。 3 以上から 福祉会館を早期に建設して下さい。 福祉会館ができるまでの代替施設を設置して下さい。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	早く出来るといいですね。今望んでいる人が入れるよう5年ぐらいで実現出来ないのでしょうか？楽しみにしております。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	福祉会館が使えなくなり、私の所属する年金者組合や婦人団体の会議の会場探しに苦労しています。止める訳には行かない活動ですので、バスを乗り継いで遠くの会場に行っています。早期の建設にぜひお願いします。
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	長年、福祉会館で有意義に活用、生活レベルを高めて来た者です。ジャンメ跡地に早く建てて下さい。(リサイクル施設は北町の老朽も考え、集約して二枚橋へ早く移すように)

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
6 施設整備方針	(5) 施設整備・事業費のスケジュール		34	施設整備方針等	福祉会館・公民館がなくなり、それらの代替施設も用意されず、会場探しに本当に苦労しています。会場確保に1週間も10日間も時間をかけ心を使い文化都市小金井に程遠い状況です。教会や協同組合、銀行などに問い合わせをしています。会場探しに心身を使う状況を1日も早く解消してください。早期に建設して下さい。
7 管理運営			35	施設整備方針等	計画P35「7 管理方法」において、新福祉会館において指定管理者制度を適用することとされているが、この場合に、指定管理者選定に当たっては、旧福祉会館のように社会福祉協議会1団体のみを候補とするのは不適切であり、価格及びプロポーザル内容での競争を必ず導入すべきである。
8 災害時危機管理	(1) 災害に強い、安全な施設		36	施設整備方針等	<p>【対象箇所】 (P36)8 災害時機器管理 (1) 災害に強い、安全な施設</p> <p>【意見】 以下の追記修正を提案いたします。 (3行目)『、必要な耐震安全性や機能を備えた施設～』→『、必要な耐震安全性や、物資やエネルギー、通信等を確保するためのBCPをを備えた施設～』</p> <p>【理由】 災害ボランティアの活動拠点に求められる機能として、食糧等の物資に加え、照明や暖房、調理のためのエネルギーや情報収集のための通信の確保等を含めた事業継続計画(BCP)必須と考えます。</p>
8 災害時危機管理	(1) 災害に強い、安全な施設		36	施設整備方針等	<p>新福祉会館は新庁舎建設を待たずに建設してください 旧福祉会館は平成28年3月に閉館されたまま現在に至り、さらに平成34年4月まで待たなくてはなりません。市民活動の中心であり、高齢者・障がい者等になくしてはならない施設を閉館したまま6年間も放置する市政は市民不在です。旧計画では、新庁舎建設のスケジュールに合わせ、遅らせています。旧福祉会館(公民館本館含む)を利用していた市民や市民団体は活動・交流の場を奪われています。新庁舎建設を待たずに新福祉会館の建設に着手してください。</p>
8 災害時危機管理	(2) 災害時の機能転換について		36	施設整備方針等	
8 災害時危機管理	(3) 災害ボランティアセンターの設置		36	施設整備方針等	
9 基本計画策定の経緯	(1) (仮称)小金井市新福祉会館建設に関する庁内検討委		37		
9 基本計画策定の経緯	(2) (仮称)小金井市新福祉会館建設基本計画市民検討委		38		
10 (仮称)新福祉会館建設に向けたこれまでの経緯			39		
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	<p>新福祉会館建設基本計画市民検討委員会(市民検討委員会)について 市民検討委員会審議に傍聴して感じることは、いくつかの重要検討事項が中途半端か検討されないまま基本計画(案)としてパブリックコメントにかけられました。実質質疑が4回程度、1回2時間余りで検討時間があまりにも少ないことが原因と思われます。パブリックコメントが民主的体裁をもった通過儀礼にならないように多くの市民の意見を取り入れてください。</p>

建設基本計画(案)目次				寄せられた意見	
項目1	項目2	項目3	頁	内訳(分類)	内容
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	基本計画案全体において 本基本計画案は、前回の基本計画案では欠如していた、社会福祉、地域福祉に求められる現在、未来を「地域共生社会」として捉えていることが明確であり、新規建物における機能目的が判りやすく書かれている。 前回の(仮称)新福祉会館建設(案)と本基本計画案を比較すると、今後の福祉政策に順応可能な計画となっている。 当施設の機能を「非マイノリティポリティックス」に陥ることなく市民に広くかかわる点に重視していると感じている。
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	今計画は新しい市長の下で、地域福祉課、コンサルタント、市民委員会が時間のない中で、判り易く将来の希望も含む良質な計画が完成したと感心しております。これを基に市民はこの施設を期待し育てていく覚悟が大切と思っております。
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	貫井北町の保健センターの活用方針を示すこと。
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	1 市民検討委員会としての方向性を示すべきだ。 全回傍聴しましたが、時間の限られている中、委員会回数を延長し、委員各位から真摯な、建設的な意見が多くだされ検討しています。しかし、委員が意見をバラバラに言うにとどまる事が多く、その意見をもとに、当委員会として集約し、こういう方向性にすべきだ等の方向性、意思を示すべきだ。ただこういう意見がありましたらだけで終わっては、委員会設置の意味がない。
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	(仮称)新福祉会館の名称については、市民参加の意識醸成のためにも、今回導入する役割(機能)にあった名称を広く市民から募集し、決定すべき。
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	福祉会館を閉じる段階で、利用者たちへの配慮は全くなく、市民への福祉の切りすてをいとも簡単に行いました。
*その他(全体的な意見・要望)			*	全体的な意見・要望	(また、)新福祉会館内に保健センターと子ども家庭支援センターが入るため、現在の保健センターの建物が空き、その利用については未定ということなので、今回未導入となった障害者や高齢者の機能を現在の保健センターの建物へ優先的に導入することを検討してはいかがでしょうか。
			*	機能	新福祉会館にはグランドピアノが欲しいです。小ホールを設け市民が無料で日ごろの成果を発表できないでしょうか。宮地楽器ホールは料金が高いので利用しづらいのです。旧福祉会館では複数のコーラスグループが練習していたと思いますが、旧福祉会館がなくなりどこも練習場所探しに苦慮しているはずで、芸術は人をつなぎます。よろしくお願ひします。 福祉系カフェを設け、市民が働けるようにしてもよいと思います。ちなみに、私は合唱団の運営委員をしております。
			*	機能	子ども達の未来は大切ですが、高齢者の方、障害者の方が元気に生き続ける場を提供して下さいます様、切にお願い申し上げます。

小 議 発 第 1 3 1 号

平成29年12月 日

小金井市長

西 岡 真一郎 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

(仮称) 新福社会館機能に係る議員間討議結果による
市議会としての最大公約数の意見等の送付について

平成29年12月20日の(仮称)新福社会館機能に係る議員間討議において討議した結果、市議会の最大公約数としてまとめた意見、各会派における協議項目ごとの態度及び会派としての意見を、別紙のとおり送付します。

(仮称) 新福祉会館機能に係る議員間討議結果による
市議会としての最大公約数の意見

平成29年12月20日の(仮称)新福祉会館機能に係る議員間討議において、最大公約数として概ね全議員の3分の2に当たる16人以上の賛成を目途として討議を行った結果、以下の5つの項目について、市議会としての最大公約数の意見としてとりまとめたので送付します。

1 福祉総合相談窓口について

総合相談のあり方についての検討・具体化がほとんど行われていない現状がある中で、市が庁内の総合相談の体制等について早急に検討し示すべきであるという意見が大勢でした。

よって、福祉総合相談窓口の設置場所については、総合相談のあり方を検討・具体化した上で決定すべきであり、新福祉会館内への福祉総合相談窓口の設置について、行政決定すべきではないと考えます。

2 小金井悠友クラブ連合会事務局について

新福祉会館に悠友クラブ連合会事務局機能を導入すべきとの意見が多数でした。

3 地域の高齢者サークル等の居場所について

地域の高齢者サークル等の居場所について確保すべきとの賛成意見が3分の2以上を占めました。旧福祉会館には、地元の高齢者グループなどが活動していましたが、施設の老朽化により突然閉鎖された経緯がありました。

高齢者グループや福祉的な活動を行う市民団体の活動場所を確保するため、優先予約を導入するなど工夫すべきとの意見がありました。

4 シルバー人材センターについて

元の福祉会館建設計画の中に含まれていたこともあり、シルバー人材センター側の意向を確認することを前提とした上で、事務局機能を新福祉会館に入れるべきだとする意見が3分の2を占めました。

5 福祉共同作業所について

福祉共同作業所について、福祉共同作業所が希望する場合には、導入すべきであるとの意見が3分の2を占めました。

主な意見としては、元来、導入すべき機能であること。環境変化を不得手とする方がいるので移転回数は最小限にとどめるべきであること。利用者の声を尊重すべきであること。障がいのある方と会館利用者の相互理解が深まることでした。

以上

平成29年12月20日

(仮称) 新福祉会館機能に係る議員間討議における協議項目ごとの態度について

協議項目		1			2			3			4			5		
		福祉総合相談窓口 (庁舎内に設置)			小金井悠友クラブ 連合会事務局			地域の高齢者サークル等 の居場所			シルバー人材 センター			福祉共同作業所		
会派名	人数	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留	賛成	反対	保留
自由民主党・ 信頼の小金井	5	○			○			○			○			○		
日本共産党 小金井市議団	4	○			○			○			○			○		
小金井市議会 公明党	4		○		○			○			○					○
小金井市議会 民進党	3			○	○					○			○			○
緑がね自治 会	2	○					○	○					○	○		
小金井を おもしろくする会	1		○				○			○	○			○		
こがねい 市民会議	1	○			○			○					○	○		
情報公開 会	1	○			○			○			○			○		
改革連合	1			○			○		○				○	○		
生活者 ネットワーク	1	○			○			○					○	○		
小金井の 明日をつくる会	1		○		○			○			○					○
計		14	6	4	20	0	4	19	1	4	16	0	8	16	0	8

新福祉会館基本計画（案）への意見

自由民主党・信頼の小金井

・福祉会館建設はもともと旧福祉会館の耐震不足に対する建て替え計画から始まったものであり、今の計画は子育て機能重視のものになっている。その理由をもっとわかりやすく記載すべきである。国の動きが書かれてあるが、地域共生社会であれば旧福祉会館にあった機能を残すべきである。

・福祉会館も蛇の目跡地に建設する際の理由として、車で来やすいことを理由にしていたのであれば、福祉会館用にどの位の駐車台数を確保する必要があるか示すべきである。

・福祉総合相談窓口は庁舎内に入れる。理由は、庁舎内に設置することでより密接な連携が図れ、窓口担当者などが相談対応や出張している際などにも、相談に関連する各課のフォローが可能になる。また、相談ごとのある市民は、まず庁舎に来庁することが一般的である。まして、庁舎の方が福祉会館に比べて敷居が高く訪れにくいというなら、むしろ、市として、来やすい市役所にする努力をするべきである。

庁舎に設置したからといって、時間外の夜間や休日の対応はできないというものではない。

・市民協働支援センターは庁舎内に入れる。理由は、庁舎基本計画に機能を導入することが明記されていること。さらに、協働に係る事業は市民協働支援センター準備室に委託しており、任せきりとなっている。情報の集約、NPOの設立なども含めて、相談等を行っているが、本来の「協働」は各事業所管によるところであり、各所管課が実態を把握しないと実質的な協働は進捗しない。したがって、庁舎内に設置するほうが職員の意欲も高まり、協働の目的に沿った連携及び進捗が図られる。

・小悠連事務局を福祉会館に入れる。理由は、老人クラブの中心的な役割を担う事務局であり、事務局の専有面積も大きいものではない。少子高齢化の

中で、高齢者の方々の利用の確保は必要であり、その活動を消極化してしまう対応は望ましくない。

東京都においても、2025年には人口減少に転じ、高齢化率は23.3%に達し、総人口に占める高齢人口は総人口に占める割合は約15%となる。高齢者のための高齢者対策ではなく、地域コミュニティ全体を見据えた対応が求められる中で、高齢者を切り捨てるような排除論は是とできない。

- ・福祉共同作業所を福祉会館に入れる。理由は、高齢化して生活介護になっている方も多くなっている現状もあるところ、将来を見据えると就労型Bの役割として、工賃の確保を踏まえ新福祉会館に場所を確保をしていく必要がある。また、高齢者、障がいのある方、子どもたちも集う福祉会館は、障がいのある方との相互理解を深めることができ、障がい者差別解消法の趣旨にも適うものであって、市の理想とする地域共生社会の実現にも資するものである。

- ・精神障がい者生活支援センターそらを福祉会館に入れる。理由は、そもそも現状の面積は大変狭く、相談対応を行うに際してもプライバシーの観点においても配慮されなければならないところ、決して十分とはいえない。また、仮に、民間物件を賃借し、その家賃補助を継続して実施していくことを想定すれば、広義の意味での総量抑制とも言い難く、市の財政負担は継続されるということになる。福祉会館内に設置しない理由にはなりにくい。

- ・シルバー人材センターは福祉会館に入れる。事務所機能のみならず、作業所との連携については、シルバー人材センター側の意向を確認する必要があるが、子育て世代による利用場所を市域の中心部に設置する中で、交通弱者にあたる高齢者を排除していく政策に問題があると言わざるを得ない。

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案)への会派意見

日本共産党小金井市議団

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案)への日本共産党の意見・要望です。ぜひご検討の上、計画に反映していただくようお願いします。

1 「はじめに」について

旧福祉会館が閉館となり、活動をやめる団体が生まれるなど、多くの市民や団体が活動の場を失い困っている。福祉会館建設計画を二転三転させ、こうした事態を招いてきた市長の責任は重大である。

「はじめに」の記述の中に、こうした経過と市長の責任を明記し、市民に対してお詫びすべきである。

2 「1 新施設の必要性」について(P. 1)

「このため、人口減少に対応する・・・保健福祉施設の複合化・多機能化を目指す必要が出てきました」とあるが、多様な市民ニーズを踏まえた施設整備を考えると、必ずしも保健福祉施設の複合化が必要とは言い切れないのではないか。

3 「(2) 社会福祉施策の動向」について(P. 3)

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が示した方針について述べられているが、この方針については各分野から「福祉の後退を招きかねない」などの批判の声が寄せられている。

地域福祉や障がい福祉、医療、高齢者、介護など各分野の取り組みをそれぞれ強めることが求められており、実施する主体に専門的職員など必要な人員の配置が必要である。こうした取り組みを「縦割り」の廃止ということで総合化したり、地域住民や多様な地域の主体が「我が事」として支援することを求めることは、福祉を後退させることにつながりかねないと考える。

政府の方向として記述するにとどめ、本市の現状や課題からの必要性として記述すべきである。

4 「(3) 基本理念」「(4) 施設のコンセプト」(P. 4～5)について
「地域共生社会」という言葉が出てくるが、イメージがよくわからない。
もっとわかりやすい言葉遣い「ささえ・高めあう新たな地域社会」などに
変更した方がいいのではないか。

5 「3 建設場所」(P. 6)について

建設場所の検討については、大変拙速であったと言わざるを得ない。短期間で審議された市民検討委員会には敬意を表するが、小金井市がより情報提供を行いしっかりした審議を行うよう支援すべきであった。それは、本町暫定庁舎用地への建設計画という、小金井市が一度は行政決定した建設場所についての比較考量がほとんど行われていないことである。また、他の土地の活用などの検討を行うべきである。

庁舎建設予定地への決定理由は、市庁舎と近い方がいいというだけで、説得力に欠けている。市民への説明責任をより果たすために、もっとよく検討しその内容を記述すべきである。

6 「(2) 地域における多様な交流や活動の推進」(P. 12)について

機能名(仮称)小金井市市民協働支援センターについては、市庁舎基本計画で市庁舎に整備されるとされてきた機能である。市庁舎内に整備することを求める。庁内に専担課を設置するなど必要な支援を行える体制を整備することを求める。

7 公民館本館機能を整備することを求める

「多目的室」「マルチスペース」「家事実習室」が示されているが、具体的な施設の内容や運用は明記されていない。公民館活動として活用できる集会施設・事務室を整備すべきである。

8 「(3) 参加と協働による地域福祉活動の推進」(P. 14)について

福祉総合窓口については、新福祉会館内への設置は行わず、総合相談と支援のあり方を検討したうえで、庁舎内を基本として整備すべきである。

市役所各課や他機関との連携のあり方、地域での相談の拾い上げの方策、複合的な問題を解決するための体制の確立など、総合相談窓口としてどう機能させるのかの検討が必要である。こうした総合相談のあり方を考えた

うえで、窓口をどこに置くのか、どのような体制にするのか、委託でできるのか、の検討が必要である。

9 「(6) 未導入となった機能の検討結果」(P. 20) について

- (1) 小金井悠友クラブ連合会事務局については、新福祉社会館内に整備すべきである。
- (2) 地域の高齢者サークル等の居場所について、多目的室マルチスペースとは別に「高齢者憩いの部屋」を整備し、囲碁将棋ができるスペースなどを新福祉社会館内に整備すべきである。
- (3) シルバー人材センター事務局については、新福祉社会館内に整備すべきである。
- (4) 福祉共同作業所については、現在の場所は暫定的な移設先であり、新福祉社会館内に整備すべきである。
- (5) 精神障がい者地域支援センター「そら」については、すでに新しい移転先が決まり、契約が結ばれたとのことである。新たな場所への移転がスムーズに進むよう、財政的な援助も含めて支援していくことを求める。

10 「5 各機能における関係機関との連携」(P. 21) について

- (1) 福祉総合相談窓口について、「福祉と健康に関する総合的な相談、啓発 情報発信機能」とされているが、そうした役割が果たせるのか現状では疑問である。相談窓口のあり方などを検討したうえで位置づけや役割を整理する必要がある。具体的な機能などの内容に踏み込んだ表現は改める必要がある。
- (2) 福祉総合相談窓口の市役所各課や関係機関との連携について、連携図などでは、単に関係各課や機関につなぐというもので、これでは結局「たらい回し」ということになりかねないのではないかと。「相談事例」の例示があるが、複雑な困難事例などをしっかりと解決まで「つなぎきる」ための体制をどうするのか、連携のあり方、地域の困りごとや相談などをどう集約するのかなど、相談体制のあり方について、検討すべきである。

11 「6 施設整備方針」(P. 27) について

- (1) 床面積3,500㎡の上限を弾力的に見直すことを求める決議が市議

会で全会一致（退席5名）により可決した。これを踏まえて、床面積の上限にこだわらずに必要な施設を入れることを求める。

- (2) 建設スケジュールについて、新庁舎建設と一体に建設するスケジュールとなっているが、できるだけ早期に建設するよう最優先での建設を求める。

12 「7 管理運営」（P. 35）について

各機能の運営形態について、福祉総合相談窓口については、公的責任において実施すべき事業であり、相談のあり方を検討の上、委託でできるかどうかの検討が必要である。また、市民協働支援センターは、市民協働のあり方に関する答申では、「専担課」の設置が求められていたことを踏まえて、必要な運営体制を検討する必要がある。

直営で行っている事業は、直営を堅持することが必要である。

13 「8 災害時危機管理」（P. 36）について

災害時の対応について、避難所となることも想定される。ボランティアの活動支援と支障がないような対応ができるよう検討を行う必要がある。備蓄やマンホールトイレ、非常用電源など必要な整備を行うことを検討すべきである。

14 「10 新福祉社会館建設に向けたこれまでの経緯」（P. 39）について

市長公約と市議会の動向について、事実経過を詳細に記述すべきである。

2016年当初予算において市議会で、「新福祉社会館市民検討委員会」設置条例が提案され可決、その後市長が再議にかけたことについてなど記述する必要がある。市議会から上がった、決議などについても事実として掲載する必要がある。また、市長の6施設複合化についてのプロジェクトチームの検討状況について、2016年6月の「4施設2機能を不転の決意で取り組む」などの表明があったことなど、事実経過をなるべく正確に明記する必要がある。

以上

会派意見

小金井市議会公明党

福祉総合窓口については、新福祉会館建設基本計画（案）に提示されている通り、福祉会館の施設にあった方が良い。考え方としては、実際の運用を考えた際、相談先がわからない場合など、社会福祉協議会に近いところの方が様々なサービスにつながりやすい。

相談内容が絞り込まれている人については、直接、市役所の福祉フロアへ行くことが想定でき、そこでの連携サポート（近接化）を受けられるべきだ。本件、事務の簡素化や窓口の連携は、確実に実現するようお願いしたい。

また、提示された案では“そら”が福祉会館に入っていない。そのため障がい者の相談対応が不十分であり、障がい者に対する相談体制についても、必要なら担当職員が福祉相談窓口まで来てくれるような配慮も必要だ。

市民協働センターは福祉会館建設基本計画（案）にあるとおり、福祉会館の施設へ設置すべきだ。

利用者のほとんどは主体的に活動する市民であり、週末や祝祭日に利用が集中することも想像できる。セキュリティの観点からも、事務棟である市役所庁舎とは別途に整備し、市民が自由に出入りできる環境が求められている。

公民館本館については、考え方としてまず、社会教育活動の場が十分保証されることが前提である。また、各公民館における企画実行委員の体制も充実してきており、すでに市民主導で進められている実態があると認識している。

教育委員会の中には、従前どおり公民館を担当する職員を配置していくものとし、公民館本館としての事務所の設置は不要だと考える。

今後、公民館事業については、市として、時代に即した新しいあり方を示すべきである。

悠友クラブの事務局を福祉会館施設へ入れる事には賛成である。

高齢化が進行するなか高齢者の社会参加はまだ不十分で、高齢者施策の推

進拠点は、アクセスが良く、市内の活動しやすい場所に設置すべきだ。

地域の高齢者サークル等の居場所については、もともと旧福社会館には、「地元の高齢者グループ（若草会）」が活動する拠点があったという事実を重視すべきだ。そして、施設老朽化の対応とはいえ、行政の都合でそうした拠点を一方的に取り壊したという経緯は最優先に考慮すべきものだ。

今後、高齢者・障がい者グループのための優先予約をおこなうなど、活動拠点を確保すべきである。

シルバー人材センターについては、広く高齢者の就労支援に結び付くよう、全市から集いやすい場所に設置すべきだ。

事務所機能とともに、一定の必要なスペースも確保すべきで、同団体から意向を聞きながら、新施設に入れるべきものを整理してもらいたい。

福祉共同作業所については、これまでの調整状況をうかがうと、同作業所を新施設へ設置するのは難しいと思われる。

他方、現在の一時移転先はあくまでも平成31年度までが期限であることから、同事業を直営で続ける意味も含めて、あり方を早急に問い直す作業が必要だ。

全体的に、新しく蛇の目跡地に建設するにあたり、庁舎と福社会館は複合施設として整備するほうが、コスト面・機能面ともに良い選択肢だと思われる。また、本施設は旧福社会館の代替施設の位置づけでもある。したがって、高齢者の居場所、障がい者の就労スペースや販売スペースを整備すべきだ。

そもそも、使われなくなる、本庁舎や保健センターなど他施設の活用計画を検討するプロセスが抜けていることは問題である。

また、市内にバランスよく、高齢者の居場所、子育て支援施設や地域のコミュニティ中核施設等が検討されるなど、図書館や学校施設も含めた公共施設全体について、計画が示されていないことを指摘しておきたい。

以上

(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画(案)に対する会派意見

小金井市議会民進党

最初に、限られた審議時間の中で濃密な議論をされ、(仮称) 小金井市新福祉社会館建設基本計画(案)の策定をされた市民検討委員会の皆様に敬意と感謝の念を申し上げたい。

それでは、新福祉社会館へ導入予定となっている、または未導入となっている機能について、以下、意見を述べる。

1 福祉総合相談窓口(庁内に設置)

計画(案)では新庁舎ではなく福祉社会館内に設置されるとされている福祉総合相談窓口であるが、現時点では設置場所を限定せず、本来担うべき役割を議論し、窓口機能の精査をすることが必要である。しかしながら、福祉の総合課題に対応する包括的相談支援体制を構築し、地域共生社会を実現するためには福祉社会館に窓口を設けることが適当であると考えます。

2 公民館本館

従来の公民館が担ってきた「学びの場」の機能の重要性は言うまでもないが、大学進学率が約7割近くとなり、インターネットの普及などによる情報化・国際化が進む現代において、公的機関が教え育てるという社会教育の在り方が問われており、今後は自立した市民が主体的に学ぶ生涯学習を進めていくべきと考える。その意味において、公民館の中長期計画策定に当たって示された「新しい時代の公民館の在り方について」において、これからの社会教育・生涯学習は公民館といった社会教育のための専用施設に留まらず、社会全体における学習機会の確保と拡大という視点が必要であるとの方針は大いに評価するものであり、(仮称)新福祉社会館に公民館機能を導入する必要はないと考える。当局は平成33年度までに中長期計画をまとめているが、公民館を始めとした社会教育の在り方については2年前の東センター委託時にも指摘していたことであり、対応の遅れについては苦言を呈さざるを得ない。今後の社会教育と生涯学習の在り方の整理を進め、新たな時代に相応しい持続可能な生涯学習システムを早急に構築すべきである。

3 小金井悠友クラブ連合会事務局

市の中心部に建設される新福祉会館に悠友クラブ連合会事務局機能は導入すべき、と考える。ただし公共施設等総合管理計画に示されている通り、施設の総量抑制の観点に立ち、床面積を約3,500㎡に納める努力はすべき。

4 福祉共同作業所

設置場所を検討する大前提として、施設利用者のご家族の理解を求めることが最も重要である。

現在の設置場所については平成31年9月の契約更新に向けての現在の場所での継続使用のための努力も必要と考えている。

また、障がい者の就労支援施策としてのあり方の検討も必要で、作業所の実施事業（就労継続支援B型あるいは生活介護事業について）や、地域商店会との連携で生まれる福祉的就労拡大の可能性の検討を行った上で最終的な設置場所を決定すべきである。

以上

(仮称) 新福祉社会館建設基本計画に対する意見

緑・市民自治こがねい

1 「公民館本館を新福祉社会館に設置すべきである。」

旧福祉社会館でも社会福祉協議会などと連携しながら、社会教育と社会福祉をつなぎ、関心がなかった市民にも社会福祉を知ってもらう一助となっていた。新福祉社会館内に公民館本館として機能できる施設と事務局機能を置くことにより、他5館との連携を図りながら、より全市的に社会福祉への関心を広げていくことが可能となる。

庁内に設置されるべき市民協働支援センターや、新福祉社会館内のボランティアセンター・市民活動センターと連携しながら、多様な市民をつなげ、困難課題を共に解決する住民自治の根幹となるのが社会教育の本来の役割であるとも言える。

建設計画案の中には、公民館本館でおこなってきた事業や講座を開催することが記されている。講座や事業開催には、事務機能が必要であり、本館職員が本町分館から事業ごとに新福祉社会館に出張するのはナンセンスである。

現在の本町分館では果たせていない、公民館本館としての業務を行えるよう、公民館本館事務室、学習室、視聴覚室、資料室など、公民館本館としての機能を整え、市民活動の場を確保すべきである。

2 「福祉総合相談窓口は庁舎内に設置すべきである。」

どこに相談したらいいかわからない、複合的に困難課題を抱えている市民が、まず頼るのは、市役所である。そして速やかに問題解決するためにも、庁内の各担当にスムーズに繋げる必要がある。本来は、生活困窮者自立支援事業のモデルケースとなっている滋賀県野洲市の市民生活相談課のように、庁内が見渡せる位置に設置し、税の窓口で困っている人などを見つけ出す、庁内でアンテナを張って他部署から聞き取って困っている人への支援を行うなど、窓口で待っているだけでなく庁内でのアウトリーチを行い、各担当に集まってもらって相談できるような窓口が理想。やはり庁内に設置されている富士宮市の福祉総合相談窓口も直営のため、各担当を呼び出す権限があるので参考になる。

そもそも、計画案にあるように市役所は敷居が高いので相談しにくいと思われることがないよう、全ての窓口が福祉総合相談窓口としての機能を果たせるぐらいに、各職員がプロ意識を持って市民サービスの向上に努めるべきである。

特に庁内の福祉関係の部署においては、社会福祉士などの資格を持つ人を正規職員として専門職採用すべきである。

3 「市民協働支援センターは庁舎の基本計画にあるように庁舎内に設置すべきである。」

市民協働のありかた検討委員会の答申を尊重し、ソフト、ハード面においてどのように実現できるかを、詳細に検討すべきである。コミュニティ文化課を解体して、市民協働支援の専門担当課を作るなどして、庁内全体の市民協働支援体制を充実するべきである。ハード面に記載されている、市民の会議室、活動場所、メールボックスなどは、新福祉会館に設置すべき公民館の機能と整理をしながら、庁内にも適宜設置すべきである。

今の計画のままでは、これまでの準備室となんら変わらない。市は自らの責任を放棄し、市民に安く丸投げするために、市民協働という制度を利用しているかに見える。

市民協働契約、協定、条例などの制度を整え、市民協働の市政を進めて行くためには、庁内の中心部に設置し、市民協働を前面に出した庁内体制を目指すべきである。

4 「高齢者や障がい者等の使いやすい会議室、サロンの居場所と障がい者が運営するカフェの設置を。」

旧福祉会館にあった、福祉関係団体が定期利用できる会議室、1Fにあった囲碁や将棋ができる誰でも集えるサロンの居場所が必要である。

定期利用については、高齢者、障がい者、子育て団体など福祉関係団体が優先的に予約することができて、空いているときは一般に貸し出すなど、旧福祉会館にならう形で運営するのが良いのではないかと考える。

庁舎との調整もあると思うが、りんくの店のような、障がい者作業所の販売ブース、障がい者が運営するカフェなどを設置することが必要と考える。

5 「保健センターは移転中止か、面積縮減を。子ども家庭支援センターも面積縮減を。」

保健事業の中身を整理し、各地域での健診体制を作るなど、現在の健診事業の見直しが必要。現在は夜間も土日もほぼ使用しない施設となっている。非常に広い面積を占有するため、利用率が低い施設を市の中心部に置くのは非合理的である。

子ども家庭支援センターのひろば事業は各地域でのひろば事業の充実を第一にし、一極集中ではない、地域での子育て支援体制を充実するため、新福祉会館内への設置は最低限にとどめ、専用面積を縮減すべきである。

6 そのほか

P. 1

1) 一行目

(現行) 一人一人

(修正) 一人ひとり

P. 8

1) 最下段

(現行) 築いてまいります。

(修正) 築いていきます。

※ 謙譲表現を使っている理由は？

P. 13 【機能イメージ】

(現行) ・多くの市民が自由にできたり、イベント会場としても活動できる場

(修正) ・多くの市民が自由にでき、イベント会場としても活動できる場

※ ～たりは、並列助詞。～たり、～たりと繰り返すのが使い方

P. 20 未導入となって機能の検討結果について 三段落目

関係者との将来を見据えた検討が行われていること

→将来を見据えた検討が行われているのか、不明瞭だと受け止めている。今後

の方向性について、可能であれば、未導入機能の今後の整備予定を表に追記を。

P. 20 未導入機能について

◆ 悠友クラブ連合会事務局

現在、仮移転している社会福祉協議会事務局等に含まれる機能から悠友クラブのみが移転しないことになった。その理由はどこにあるのか。

◆ シルバー人材センター

事務室機能と作業スペースは同一箇所に設置されるのが好ましいと考えている。働くことを通じて高齢者の生きがいを作る役割は重要だが、福祉ではなく就労の場であるため、福社会館に導入されなくとも良いと考えている。

◆ 福祉共同作業所

元来、新福社会館に導入することで話が進んでいた。それが市の判断で入らないことになったため、共同作業所は、現在の場所にい続けたいとした経緯があると理解している。しかしながら、暫定移設のため、それは困難であり、地域共生社会実現の拠点としている福社会館に導入されるべきと考えている。環境の変化を不得手とする方もおり、移転回数は最小限に留めるべきであることから、利用者の声を第一に尊重し、対応していただきたい。

地域共生社会の実現のための拠点と掲げているにも関わらず、元来導入予定だった機能が入らず、更に今後の配置についても見通しが立っていない現状をととても憂いている。

◆ 障害者地域自立支援センター

導入されない理由はどこにあったのか。現在の場所は、交通が不便で通いにくいという声、日が沈むと暗くて怖いという声を聞く。交通の便の良いところへの移転もしくはココバスのルート設定等の対応が必要だと考える。センターとしっかり協議をしながら進めていただきたい。

P. 22

(2) 福祉総合相談窓口【相談イメージ】 2つ目

(現行) 市役所に行きづらいので気軽に相談できる場所が欲しい。

(修正) 市役所に行きづらい方へ気軽に相談できる場所を提供する。

※ 市民目線で書かれている。市役所に行きづらい方の受け皿となる場は必要だが、市役所に行きづらいと判断した理由を整理し、行きやすい市役所を目指していただきたい。

福祉総合相談窓口【相談イメージ】4つ目

(現行) 複数の相談窓口で同じことを何度も繰り返して伝えることが精神的、肉体的に負担が大きい。

(修正) 複数の相談窓口で同じことを何度も繰り返して伝えることにより、精神的肉体的に負担がかかっている現状を解消する。

※ 現状の窓口体制の記載にとどまっている。

(2) 福祉総合相談窓口【相談イメージ】最下段

(現行) 市役所には制度的に存在しない場合でも解決の道筋となるよう、お話を伺う。

(修正) 市役所には制度的に存在しない場合でもお話を伺い、解決の道筋を探る。

※ 話を聞くことが目的なのですか。相談事例の図には「話を聞き、一緒に考え、解決策を探す」とあるため。

P. 28 【エントランス・受付カウンター】

手話や筆談にも対応できることが必要である。緊急時、音声での対応は。また、日本語を不得手とする方や、知的障がいのある方にも適切に情報を得られるよう、やさしい日本語の活用が必要だと考える。

P. 28 【エレベーター計画】

モニター設置には賛成できない。本来は不要だと考えるが、せめて“防犯カメラ”に留めるべき。“防犯カメラ”設置ではなくモニター設置の根拠は。モニター設置は何の例規に基づいているのか。“防犯カメラ”の場合はモニターがあるところではしか確認できないが、モニター設置だと常時映し出されてい

て、誰でも観ることができてしまう。例えば、DV被害者がモニターに映っていて、エレベーターホールでそれをみた加害者がエレベーター前で待ち受ける等の事態は発生しないか。

録画することと、それを広く誰でも視聴できることは意味が違う。

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画 (案) へのパブリックコメントへの会派意見
小金井をおもしろくする会

P. 2

「小金井市公共施設等総合管理計画」の考え方に当てはめた場合、この複合化するにあたって、導入する機能の現スペース (施設) 全体床面積と、(仮称) 新福祉会館全体の床面積 (3, 500 m²) の比較はどうなるのか。小金井市公共施設等総合管理計画の考え方に基づき、縮減が実現できているのかどうか。この比較結果を明確に (分かりやすく表示) すべきではないか。

P. 3

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現という考え方に基づくのはいいとして、決して市として「他人事・丸投げ」にならないよう、施設を作るだけでなく、関係部署を含めたこの考え方の認識を周知し体制をつくるよう願う。

P. 10

保健センター機能の導入について。市の中心部に配置することによって、利用しやすくなる市民は多くなると考えられるが、保健センターとして使うスペースは特に夜間・休日に稼働率が低いことがわかっている。であれば、有効活用できるような使い方の工夫ができる設計と運用をお願いしたい。

P. 12

市民協働支援センター機能について。庁舎の基本計画では確かに庁舎にこの機能を導入する記載があるが、庁舎の1Fの目立つところに配置するのでない限り、新福祉会館に導入することが市民利用しやすいと考える。

ただし、以下の点について懸念があるので、指摘・提案しておきたい。

- (1) (仮称) 小金井市新福祉会館のコンセプト3本柱の一つが「参加と協働による地域福祉活動の推進」である。たくさんあるパズルのピースを組み合わせたうちの一つがこの協働支援センターである訳ではないはず。当施設が複合機能 (子育て、共生、相談、その他様々な支援機能) を持つ中で、最大限複合施設の効果をあげるために、市民協働支援センターが、ある意味中心的な存在となって、地域活動の活性化を実現させる拠点となるための機能と具体的な役割を有することを明確にしてもらいたい。

(2) 施設の内容とは直接的に関係ないが、現在の「準備室」を名前から取っただけのセンターになるのでは全く不十分であることから、今から4年4ヶ月後に竣工し市民協働支援センターが機能しはじめるその時に向けて、市としての「市民協働」の仕組みをもう少し整えておく必要があると考える。市民協働のあり方等検討委員会の答申からはや5年が経過し、当施設竣工時はちょうど答申から10年にあたる。ここを一つの目途として、市民協働のあり方を市としてどのように構築していくのか、専担課の設置をスタートとして、着実に取り組んでいくべきである。

P. 14、P. 22、P. 23

福祉総合相談窓口について。議会での質疑でも市民検討委員会でも分かったことは、市及び担当がこの相談窓口について、あるべき姿を十分に描けておらず、議論の積み上げができていないということ。12月18日の特別委員会でも担当部局から「研究不足です」という言葉が多用されたことからそれは明らかである。あり方を抜きにしてハードだけを先に決めてしまうのは本末転倒である。早急に「福祉総合相談窓口」のあるべき姿と、その後の「必要な支援につなぎ切る」体制の構築に向け研究と庁内検討を進め、その仕組みについて行政決定前に市民及び議会へ示すことを求める。

<今のスケジュール・計画のままを進める場合の上記以外の意見・要望>

- 庁舎と福祉会館を万が一別棟で建築するのであれば、福祉総合相談窓口は庁舎に置くこと。
- 庁舎と福祉会館を複合建築するのであれば、福祉会館に機能として導入すること。
ただし、施設間の境界に配置し、相談内容によって諸手続きがしやすく公権力を行使する職員がいる福祉部署と隣接し、即座に庁内対応での連携支援ができるようにすること。
- 20㎡であれば、その窓口は相談の交通整理と軽微な相談をその場で解決する役割に徹すること。

P. 20

「未導入となった機能の検討結果」について。

<意見①>

導入しない機能について、傍聴した限りにおいて市民検討委員会でもほとんど議論ができていないのではないかと。

<意見②>

導入しないのはよいとして、導入されないそれらの機能の今後のあり方についての議論がなされていないが、その検討はどうなっているのか、記載するべきではないか。

<意見③-1>

特に公民館本館について。現在、公民館本館は暫定的に本町分館が担っており、公民館運営審議会からの答申にもあるように、公民館空白地域のどこかに建設することが求められている。(仮称)新福社会館建設場所である蛇の目跡地はその空白地域に位置しており、機能導入することは旧福社会館時から同居していたことから妥当な判断といえる。しかし、今回は導入見送りとなった。であれば、いつどこにどのように公民館本館を整備するのか、本建設計画を行政決定する前に示す必要がある。それを求める。

<意見③-2>

また、本建設計画は第2回～第5回の議論(約2ヶ月半)で案を策定したが、とても困難な作業を短期間でやっていることになる。である一方、公民館の中長期計画は今から3年以上先に策定を目途とすることが示されているが、この取り組みの違いに差が有りすぎないか。既に2年以上前に中長期計画の必要性を議会から指摘されていることを考えると、中長期計画を策定するにあたって5年以上かかる根拠を示すべし。

※ 未導入機能と関連することなので、明確に回答せよ。

P. 39 「10 (仮称)新福社会館建設に向けたこれまでの経緯」

<意見>

平成27年度予算で市が法政大学との共同研究をもとに新福社会館建設の企画・設計に入ろうとしたが、建築士法違反の懸念があることから該当予算を撤回し、新福社会館建設着手が遅れた事実を明記すべきではないか。

市民検討委員会について

<意見①>

7月7日は特段配置案資料準備も他の選択肢の提示もなく、半ば強引に建設場所をジャノメ跡地一本で決定を迫り、困惑する委員が複数いる中で決定したが、市としてこのような進め方で良いと考えているのか。

<意見②>

第1回（7月7日）は建設場所を決定したのみで、第2回が8月21日開催である。建設計画（案）を固めたのが11月7日であることから、実質的な議論は第2回～第5回の計4回。期間としては約2ヶ月半となる。このような短期間で「これまでにない（どこにもない）全く新しいコンセプトの複合施設」を立ち上げるにあたって、適切だと認識しているのか。

総論的A～今後に向け想定しておくべきこと

<意見①>

新福祉会館としての目指すことや理念を実現するためには、それぞれの機能の連携と協働が重要となる。とすれば、新福祉会館全体を見渡し、ハード面のみならずソフト面の連携・協働のコーディネートをする役割を担う人が必要ではないか。それは、どこかの部署の職員が片手間で肩書だけつけて兼務するのではなく、専門的に担当する職員が適切だと考えられる。P. 35 で管理運営について記載があるのであれば、あわせて今後の施設全体運営として、この点にも具体的に記載しておくべきではないか。

<意見②>

名称について。いまでも「福祉会館」という仮称のままであることから、旧福祉会館のイメージに引っ張られている人や議員が多い。以下のネーミングも例にして、この建設計画で名称を明確にしたほうが良い。

（施設名称例）

地域共生センター

ちいき共創館

ふくし共生センター

総論的B～庁舎との複合建築になるなら、考えておくべきこと

庁舎と複合建築されるのであれば、それこそ「庁舎」「福祉会館」と縦割りし分けることなく、市民に必要なコト・サービスを提供できる総合的な場（施設）として、「超・庁舎」として一体化して考えるほうが良いのではないか。

総論的C～今後の市政運営をチェックする上で、意見しておきたいこと

<意見①>

福祉総合相談窓口をはじめ、機能を導入するにあたって、その中身やあり方について十分な研究と検討がなされていない点が多いことが大きな問題であると思う（事実、12月18日の特別委員会では、市担当者が「研究不足です」という言葉を多用していた）が、このような進め方で良いと考えているのか。

<意見②>

上記「意見①」や、他の意見として書いたことを踏まえると、やはり1年程度期限を伸ばしてでも、各種機能のあり方、施設としてのあり方をもう少し整理する必要もあったと思うが、協議が不十分であっても実情に合わせ柔軟にそれを変更するのではなく、何がなんでも期限を最優先する行政意思決定をしたということで良いか。

小金井市新福祉会館建設基本計画（案）に対する意見

生活者ネットワーク

新福祉会館建設にあたり、いくつかの要望点を挙げます。

新福祉会館と市庁舎が合築なのか、別棟なのかは未定ですが、同じ敷地に作られる点を考慮すれば、より福祉や市民サービスの向上につながると期待されます。

その点からも、以下の事柄に対し、前向きに検討していただき、現状の基本計画案の見直しを測って頂きたいと要望致します。

1 福祉総合相談窓口

複合的な課題を抱えての相談者の来所に対して、適切な相談機関へつなぐコーディネート機能を有する窓口であり、総括的な支援を行うとあります。つまり相談から解決まで導くためには、つなぎ切る体制が欠かせません。それに対しては、委託事業で職員2名体制はなはだ不十分です。庁内の各課職員との連携作りは行政の役割です。その観点で、福祉会館ではなく庁内に窓口を置くべきと考えます。

そして庁内外との連携が取れて、地域との関係作りにも足を延ばせる役割の、コミュニティソーシャルワーカー（地域福祉コーディネーター）を位置付けるべきです。

2 （仮称）市民協働支援センター

市民協働支援センターの役割として、市民団体同士だけでなく、行政との連携支援に大きな期待が寄せられます。今後の行政運営に、官民連携、市民協働が柱となることは行革プランにも明記されてきました。現状の、市民協働支援センター準備室から脱却して、本来あるべき支援センターの姿を取り戻すためには、市民協働あり方検討委員会の答申の具現化を図るべきであり、その位置づけが見えません。

積極的に行政との連携を生み出すためにも、庁内にセンターを置いて、日常的に市民と職員の交流が出来る配置や体制が必要です。

3 公民館本館

公民館は説明会でも多くの要望がありながら、市民検討委員会でも入れないままになっています。その理由は、①多目的室やマルチスペースなどで、市民利用が出来る、②公民館講座もここで出来る（職員が出張する）、③市民協働支援センターや市民活動センターでも講座などは出来る、④公民館は時代に合わない。より幅広い市民に使っていただきたい。

市民検討委員会や市議会での意見は、主にこのようなものでした。市の考えも④にあります。現状の公民館が、営利目的や宗教布教や特定の政治団体への応援などの利用以外は、制限されるものではないことは明らかです。少子高齢化が進行し、防災対策でもコミュニティの再生がうたわれます。このような時代背景からも、「いつでも、だれでも、どこでも」学びと仲間作りの権利が保障される、公民館の役割が再評価されるべきです。

子ども家庭支援センターが福祉会館に入るなら、なおさら子育てや子どもに関する講座などを、当事者と一緒に企画実行できますから、これまでの公民館よりも更に広がり期待できるチャンスです。

より幅広い世代の交流や相互理解のためにも、事業予算と職員を、公民館本館を福祉会館からなくしてはなりません。

公民館という名称が時代に合わないとの理由は些末な事柄であり、誰にでも使ってほしいなら例えば「だれでも館」など、ネーミングは市民から募集すればよいと考えます。

4 地域の高齢者等の居場所

旧福祉会館には、高齢者や福祉関係の団体が優先予約できるフロ

ーリングの部屋がありました。今後はますます高齢者が外に出て、交流できる場所や機会が重要です。介護費用や医療費の増大を抑制するためにも、お元気な高齢者を増やすことが自治体の命題でもあります。福祉会館はそのための拠点ともなるべきであり、多世代交流から信頼関係を構築できるような居場所は必須です。

5 子ども家庭支援センター

専有の保育室が新機能として加わりました。保育付講座は子育て世代のニーズが高く期待されます。子どもと少し離れるだけで、新たな視点を得る事も出来て子育て支援には欠かせない役割です。これまで以上の講座の開催が求められますが、その役割が明確ではなく、予算の裏付けも必要です。公民館があれば連携が期待できますが、無いのであれば独自の事業計画が必要です。

新福祉社会館建設に向けての会派意見

小金井の明日をつくる会

～庁舎・新福祉社会館 どちらに設置すべきか争点になっている機能～

1 福祉総合相談窓口について

(仮称)福祉社会館建設基本計画(案)のとおり、新福祉社会館に設置すべき。庁舎と新福祉社会館が複合になるのが有力であることを考え、関連性の大きい部課と同じフロアで近接させるなどの工夫があれば、庁舎に設置するか否かの論議は消滅すると考える。

それよりも、新福祉社会館に設置することで、土日夜間の幅の広い時間帯の対応が可能になるところが最大のメリットである(いつでもどなたでもどんなことでも)。

配置する人員数・人材や対応組織・ネットワーク(庁内検討チームなど)の方針があったうえで設計に入ることが望ましいと思う。

2 市民協働支援センターについて

(仮称)福祉社会館建設基本計画(案)のとおり、新福祉社会館に置くべき。こちらも土日など幅広い時間帯で市民が活動しやすい環境をつくるべき。

複合施設になれば、関連部課と同じフロアで近接させることで庁舎建設基本計画との整合性は保たれると考える。

～未導入機能について～

3 公民館本館機能(事務室) → 導入しないでよい。

社会教育のための専用施設という考え方を見直す良い機会になっていると考える。

とすれば、小金井市がこれからも公民館として維持させるのかコミュニティセンター化させていくのか、図書館のあり方も含めて中長期計画策定を急ぐべき。現状の平成33年度策定予定では市民の納得は得難いと考え。会派として、庁舎建設予定地に生涯学習センターとして、図書館と、可能であれば児童館を併せた複合施設ができないかと考えている。特別委員会において残りの建設可能面積を質問している。

(中央図書館の建て替えを見据えることと、この地域には児童館が無いということに着眼)

- 4 悠友クラブ連合会事務局 → 先方が希望をすれば導入してもよい。
平成29年8月特別委員会資料で示された未導入施設の協議状況では、別の場所を確保するということで了承済みと記載してあるが、別の場所が未確定の状況であれば、再度の話し合いで先方が希望をすれば導入してもよいと考える。
- 5 シルバー人材センター → 先方が希望をすれば導入してもよい。
平成29年8月特別委員会資料で示された未導入施設の協議状況では、「別の場所を確保するということで了承済み」と記載してあるが、別の場所が未確定の状況であれば、再度の話し合いで先方が希望をすれば導入してもよいと考える。ただし、作業所スペースについては作業内容など見直した上で最小限面積にとどめるなど一定の考慮あるいは導入しない判断を先方と協議するべきと考える。
- 6 地域の高齢者サークル等の憩いの場所 → 導入してもよい。
ただし、近くの桜並集会所(トミンハイムの中)に会議室・和室などもある関係で、専用の部屋を作るというよりは、優先して予約ができる仕組み(運用面)や壁などを作らず、どの世代でも好きなことができるようなマルチパーパススペースを作る(ハード面)など工夫は必要と考える。
- 7 福祉共同作業所 → 保留(今後の協議を見守る)
現在の場所が平成31年9月に更新時期を迎えるに当たって、導入するか否かをここで考えてもその前に移転するか否かの協議が必須となるため、仮に導入することになると短期間で最大2回の移転が必要となり、当事者の方々に環境の変化という負担を強いることになる懸念があるため。
- 8 精神障害者地域生活支援センター「そら」 → 導入しなくてもよい。
運営者において既に本町二丁目の物件の契約に向かっていること、その物件の改修費用(エレベータ等が必要であれば1,000万円以上はかか

るであろう)などを鑑みると、将来導入するとすれば短期間しか使用しない物件に釣り合いのとれない費用をかけてしまうことになる。

改修費用を伴うのであれば、永続的にその物件を使用する旨の約定を結ぶべきであると考えます。

～その他～

9 庁舎が7階建て、新福社会館が4～6階建てを想定すると、複合施設になった場合、新福社会館の屋上を広場スペースに使い、庁舎からもその広場スペースに出られるような工夫があると気軽に行きやすい施設になる。

10 「新福社会館」と「福祉総合相談窓口」の名称に関しては、誰にとっても分かりやすく親しみやすい新しい名称をつけるべきと考えます。

以上、会派意見として申し上げます。

平成 年 月 日
(西暦)

小金井市議会議長
五十嵐 京 子 様

小金井市議会議員

議案の提出について

下記の議案を小金井市議会会議規則第14条の規定により提出します。

記

(件 名)

福祉総合相談の在り方を早急に示すことを求める決議

(議案及び提案理由)

別紙のとおり

議員案第54号

福祉総合相談の在り方を早急に示すことを求める決議

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成29年12月22日提出

小金井市議会議員

片 山 薫

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

水 上 洋 志

遠 藤 百合子

渡 辺 大 三

福祉総合相談の在り方を早急に示すことを求める決議

(仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案)において「福祉総合相談窓口」の設置が示されている。福祉総合相談は、多くの市民から切実に求められており、社会情勢の変化などに伴い、相談内容も多岐にわたり、複合化・複雑化しているのが現状である。

小金井市は、こうした福祉総合相談について、窓口を新福祉会館内に設置しているが、庁内各課や関係機関との連携、庁内で解決しきるまで支援を行うための体制等については、ほとんど検討されていないことがこの間の市議会の質疑で明らかにされている。

福祉総合相談の在り方の検討と具体化が行われていないにもかかわらず、窓口だけを新福祉会館内に設置するというのは、本末転倒と言わざるを得ない。

福祉総合相談窓口については、単に関係各課や機関を紹介する場所であれば、いわゆる「たらいまわし」となってしまう。新福祉会館の建設基本理念である「つなぎ、つながり、支え合い、高め合う、新しいきずなを創ります」にふさわしく、解決まで「つなぎきる」実効性のあるものにしていくことが求められている。

よって、小金井市議会は、小金井市長に対し、以下の事項を求めるものである。

- 1 福祉総合相談の在り方、庁内での支援体制等についての検討を行い、直近の議会に報告すること。
- 2 (仮称) 小金井市新福祉会館建設基本計画(案)への福祉総合相談窓口の設置は外すとともに、福祉総合相談窓口は市庁舎内に設置すること。

以上、決議する。

平成29年12月 日

小金井市議会